

令和 4 年

小 牧 市 議 会

第 4 回 臨 時 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提出予定議案

条例案	2件
専決処分承認案	1件
計	3件

議案目次

条例案

- 54 小牧市職員の給与に関する条例及び小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………1
- 55 小牧市特別職の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………2
- #### 専決処分承認案
- 56 専決処分の承認について……………2

条 例 案

(議案第54号)

小牧市職員の給与に関する条例及び小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 職員（特定任期付職員を除く。）の期末手当の支給割合を次のとおり引き下げる。
 - (1) 再任用職員以外の職員
 - 特定管理職員 100分の100（現行100分の107.5）
 - その他の職員 100分の120（現行100分の127.5）
 - (2) 再任用職員
 - 特定管理職員 100分の57.5（現行100分の62.5）
 - その他の職員 100分の67.5（現行100分の72.5）
- 2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の162.5（現行100分の167.5）に引き下げる。
- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、1及び2の改正により支給することとなる額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に次に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。
 - (1) 再任用職員以外の職員
 - 特定管理職員 107.5分の15
 - 特定任期付職員 167.5分の10
 - その他の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員
 - 特定管理職員 62.5分の10
 - その他の職員 72.5分の10
- 4 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第55号)

小牧市特別職の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 市長、副市長及び議会の議員の期末手当の支給割合を100分の162.5（現行100分の167.5）に引き下げる。
- 2 令和4年6月に市長、副市長及び議会の議員に支給する期末手当の額は、1の改正により支給することとなる額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

専決処分承認案

(議案第56号)

専決処分の承認について

令和4年度小牧市一般会計補正予算（第1号）

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
58,475,000	207,080	58,682,080	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事務費補助金 23,556 新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化交付金 183,524

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
58,475,000	207,080	58,682,080	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 支給事業 23,556 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 91,692 ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業 91,832